

平成 25 年 11 月 27 日

金融庁総務企画局市場法制管理官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令案に対する意見
の提出について

平成 25 年 10 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

平成25年金融商品取引法改正(1年以内施行)等に係る政令案(インサイダー取引規制強化関係)に対する意見

項番	項目	条文番号等	意見等	理由等
1	上場投資法人・資産運用会社に係る新規制／公開買付に係る適用除外	政令案第29条の2の4 政令案第31条 法第167条5項9号	<p>・25年改正金商法で規定された、公開買付け情報の伝達を受けた者の、相当の期間が経過した場合の「情報の陳腐化」による適用除外について、下記のようなREIT関連の架空事例においても、上場投資法人の投資口の買付け情報の伝達を受けた者についても、同様に適用除外との解釈は可能でしょうか。</p> <p>【架空事例】REITの資産運用会社が一部事業の譲渡(軽微基準外)を機関決定した(時期・売却先は未定)との情報を当該資産運用会社保有の物件テナントの企業役員から取得したケースにおいて、当該テナント役員との接触が無くなったため、事業譲渡の機関決定自体が消滅したのか売却交渉中なのかにつき情報を取得できない。</p>	<p>・純粋な公開買付の場合のみならず、REIT関連の重要事実に関して情報陳腐化による適用除外が認められて然るべきケースが存在するものと思料。</p> <p>・25年改正金商法では、情報受領者による買付けについて、公開買付け情報の伝達を受けてから6か月経過した場合、情報の陳腐化により、インサイダー取引規制の適用除外とされた(改正金商法第167条5項9号)。</p> <p>・改正の趣旨は、「公開買付者が競合相手による買付けを阻止するために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の円滑に支障」があるため(金融庁による改正法案説明資料)とされている。</p> <p>・一方、今回の改正で新たにインサイダー取引規制の対象となった、上場投資法人による投資口の取引(REIT等)事例においても、公開買付けの事例と同様に、買付け者にとっての潜在的な競合相手複数社が、買付け者による取引の情報を知らされる場合があり、公正な競争・取引の円滑の支障となる可能性があると考えられる。</p>
2	「重要事実」の考え方	政令案第28条の2 政令案第29条の2の2 政令案第29条の2の3 政令案第29条の2の4 政令案第29条の2の5	<p>・将来、「重要事実」になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間(具体的な期間については各社が規定する)を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について「重要事実」となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消するとの考え方は、法令の解釈上許容され得るか。</p>	<p>・貴庁の当該情報の抹消の考え方をあらかじめ明確にさせていただくことにより、法令を遵守した体制を整備するため。</p>